

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	"
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	"
・一般競争入札の実施	建 築 課
◎ 雑 報	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
平戸市飯良町字呼寄88、90のロ、字大寄1813のイ第1、1825の第4、1838の1
- 2 指定の目的
魚つき
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市片町544番1地先から 島原市片町643番2地先まで	前	10.9~27.9	291.3	
	後	12.8~27.9	291.3	

長崎県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町丸尾郷字平417番1地先から 南松浦郡新上五島町丸尾郷字平417番1地先まで	令和6年6月4日

長崎県告示第335号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。
 令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		長坂（9）		
市町名	大字	字	地 番	
佐世保市	長坂町		519番1の一部、519番2の一部、519番3、519番4、519番5、520番の一部、522番1の一部、522番8の一部、522番9の一部、522番10の一部、522番11の一部、522番12の一部、523番3の一部、524番3の一部、525番1の一部、525番2の一部、525番3、525番4、525番5の一部、525番6の一部、525番7、525番8、525番9、525番10、525番11、525番12、525番13、525番14、525番15の一部、525番16の一部、525番17、525番ニの一部、533番1の一部、533番2の一部、533番4の一部、533番5、533番6、535番1の一部、535番3の一部、535番4の一部、535番5、535番6、535番7、538番1の一部	

公 告

土地改良区の役員就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中野土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。
 令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 野 一 弘	平戸市主師町622-1	福 田 延 之	平戸市山中町1378
大 石 伸一郎	平戸市下中野町449	山 野 一 弘	平戸市主師町622-1
山 浦 孝 由	平戸市山中町1288-1	山 浦 孝 由	平戸市山中町1288-1
横 山 幸 司	平戸市下中野町439	永 田 克 也	平戸市下中野町64
松 本 保	平戸市山中町769	大 石 伸一郎	平戸市下中野町449
永 田 春 喜	平戸市山中町944-8	青 木 敬 輔	平戸市山中町892
藤 川 君 敏	平戸市主師町325	藤 川 君 敏	平戸市主師町325
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
本 山 信吉朗	平戸市坊方町274	本 山 信吉朗	平戸市坊方町274
木 山 覚 善	平戸市山中町1283	西 浦 隆 裕	平戸市山中町1044
松 本 美 則	平戸市古江町549-1	松 本 美 則	平戸市古江町549-1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮長土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
朝 長 保 光	佐世保市宮津町977番地	朝 長 保 光	佐世保市宮津町977番地
坂 口 要	佐世保市奥山町1031番地	近 藤 正 敏	佐世保市宮津町1374番地 1
宮 崎 大 輔	佐世保市宮津町926番地	宮 崎 大 輔	佐世保市宮津町926番地
山 口 正 勝	佐世保市長畑町576番地	山 口 正 勝	佐世保市長畑町576番地
阿 波 茂 敏	佐世保市長畑町555番地	阿 波 茂 敏	佐世保市長畑町555番地
近 藤 正 敏	佐世保市宮津町1374番地 1		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	

氏 名	住 所	氏 名	住 所
茅 原 俊 文	佐世保市長畑町270番地	茅 原 俊 文	佐世保市長畑町270番地
朝 長 研 二	佐世保市宮津町902番地	朝 長 研 二	佐世保市宮津町902番地
橋 川 昌 利	佐世保市奥山町326番地1		

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月11日総会議決）を認可した。

令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 宮長土地改良区
認可年月日 令和6年5月24日

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和6年6月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 R 6単債般002-1
- (2) 工 事 名 県南振興局庁舎建設工事
- (3) 工事場所 長崎県諫早市永昌東町
- (4) 工 期 730日間
- (5) 工事概要 庁舎棟 鉄筋コンクリート造（免震構造） 8階建 延床面積12,391.86㎡
立体駐車場棟 鉄骨造 平屋建て 延床面積1,925.77㎡
ゴミ庫棟 鉄筋コンクリート造 平屋建て 延床面積30.00㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、高度技術提案型を適用した工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約となる。
- (10) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置を不可とする工事である。
- (11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は、入札説明書による。）
- (12) 本工事は、週休2日促進工事（発注者指定方式）であり、受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、工事着手前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。（4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事は競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型）（以下「共通事項書（高度技術提案型）」という。）2に定める要件を満たす者で、かつ長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たし、さらに実施要綱第12条第2項の規定に基づき、当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20パーセント		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	そ の 他 構 成 員 1	そ の 他 構 成 員 2
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
総合評定値に関する条件	総合評定値が1200点以上	総合評定値が900点以上	総合評定値が800点以上
同種工事の施工実績に関する条件	<p>○ 平成21年度（2009年度）から令和5年度（2023年度）までに完成した工事で、単体又は共同企業体の構成員として施工した、以下の(1)から(3)までの全てに該当する施工実績があること。</p> <p>(1) 工事種別 新築工事、増築工事又は改築工事とし、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事（以下「新築工事等」という。）</p> <p>(2) 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）のいずれか（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）によるもの。</p> <p>(3) 建物の規模 延べ面積 6,000平方メートル以上</p> <p>○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。</p> <p>○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。</p> <p>○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合で、その他構成員としての施工実績については、その回数が2以上あること。</p>	条件なし	条件なし
その他	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	<p>以下の(1)及び(2)に該当すること。</p> <p>(1) 法による1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を合わせて3名以上有すること。</p>	<p>以下の(1)及び(2)に該当すること。</p> <p>(1) 法による1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を合わせて3名以上有すること。</p>

		(2) 建築一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上あること。	(2) 建築一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上あること。
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。
種 類	監理技術者	主任技術者	主任技術者
国家資格等	<p>① 法による1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有する者</p> <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者</p>	<p>① 法による1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有する者</p> <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者</p>	<p>① 法による1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有する者</p> <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者</p>
工事経験	<p>○ 平成21年度（2009年度）から令和5年度（2023年度）までに完成した工事で、単体又は共同企業体の代表構成員として施工した、以下の(1)から(3)までの全てに該当する工事現場において監理技術者又は主任技術者として従事した経験がある者</p> <p>(1) 工事種別 新築工事等</p> <p>(2) 構造 鉄筋コンクリート造等</p> <p>(3) 建物規模 延べ面積 6,000平方メートル以上</p> <p>○ 工事経験となる工事の契約期間のうち、過半の期間において監理技術者又は主任技術者として従事したものに限る。</p> <p>○ 工事経験となる建物は、同一棟の建物とする。</p> <p>○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。</p>	条件なし	条件なし
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること（「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日 28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。）。</p> <p>③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術</p>		

	者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。 ④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。		
建設業法に基づく経営事項審査等	令和6年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和6年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和6年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

(注1)「総合評定値」とは、法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書における総合評定値とする。

(注2)「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

(注4)「直接かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(2) 令和6年度の長崎県建設工事の入札参加資格を有しない者で入札参加を希望する者は、入札参加資格の審査申請を令和6年7月9日（火曜日）までに行うとともに、3の競争参加資格の確認を受けること。

一般競争参加資格審査申請書（建設工事）の提出場所
 長崎県土木部監理課建設業指導班
 〒850-8570長崎県長崎市尾上町3番1号
 電話（代表）095-824-1111（内線3015）

3 競争参加資格の確認

(1) 入札参加を希望する共同企業体（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」及び「技術資料等」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等として次の書類を提出し、内容が適切なものであること。
 ①共通事項書（高度技術提案型）4(1)のア、イ、ウ、オ、カ及びキ
 ②長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型）4(1)のエとして直近の総合評定値通知書の写し

(3) 技術資料等として「4 総合評価に関する事項(2)」に示す書類を提出し、不足が無いこと。

4 総合評価に関する事項

(1) 技術提案の評価内容、評価基準

【技術提案①（加算点 10点）】

施工上配慮すべき事項

評価内容	評価基準	配点
構造体コンクリートの品質向上対策 ○評価内容に対する着目点	1. 25点×8提案（良とした提案数）	10.0
着目点1 構造体コンクリートのひび割れ防止に関する対策	1. 25点×7提案（良とした提案数）	8.75
着目点2 構造体コンクリート充填性向上対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。	1. 25点×6提案（良とした提案数）	7.5

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.25点 (良) ・ 0点 (普通) ・ × (不採用) 	1.25点×5提案 (良とした提案数)	6.25
	1.25点×4提案 (良とした提案数)	5.0
	1.25点×3提案 (良とした提案数)	3.75
	1.25点×2提案 (良とした提案数)	2.5
	1.25点×1提案 (良とした提案数)	1.25
	良とした提案なし	0

【評価内容設定理由及び評価の対象外とする事項】

- ・ 災害時に防災拠点として積極的に機能すべき建物であり、機能の基本となる構造体コンクリートの品質の確保を求めるものである。
- ・ コンクリートの材料、混和材、配合に係る提案は評価の対象外とする。
- ・ 長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン (令和6年度適用) (以下「ガイドライン」という。)に記載の0点 (普通) 評価を参照のこと。

【技術提案② (加算点 10点)】

現場周辺に配慮する事項

評価内容	評価基準	配点
工事中における周辺への安全対策及び環境対策 (県施工区域内での対策に限る) ○評価内容に対する着目点 着目点1: 第三者 (諫早市発注工事施工業者含む) に対する安全対策 着目点2: 騒音・粉じんの発生抑制対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.25点 (良) ・ 0点 (普通) ・ × (不採用) 	1.25点×8提案 (良とした提案数)	10.0
	1.25点×7提案 (良とした提案数)	8.75
	1.25点×6提案 (良とした提案数)	7.5
	1.25点×5提案 (良とした提案数)	6.25
	1.25点×4提案 (良とした提案数)	5.0
	1.25点×3提案 (良とした提案数)	3.75
	1.25点×2提案 (良とした提案数)	2.5
	1.25点×1提案 (良とした提案数)	1.25
	良とした提案なし	0

【評価内容設定理由及び評価の対象外とする事項】

- ・ 本工事は同時期に隣接して諫早市の道路工事等が行われ、また、近接して総合病院、特別支援学校があるため、現場周辺に配慮すべき対策を求めるものである。なお、「県南振興局庁舎電気工事」「県南振興局庁舎空調設備工事」及び「県南振興局庁舎衛生設備工事」の工事施工業者ならびに「県南振興局庁舎工事の監理業務」の受託者への安全対策及び環境対策は評価の対象外とする。
- ・ ガイドラインに記載の0点 (普通) 評価を参照のこと。

(2) 技術提案①: 技術申請様式2-1号、技術提案②: 技術申請様式2-2号の作成要領及び特記事項】

作成要領及び特記事項
1) 作成要領 ① 提案は着目点ごとに提案の手法、効果及び提案の手法に対する通常の手法を記載すること。なお、通常の手法については、通常実施しないものなど記載が困難な場合は、「特になし」と記載する。 ② 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ、具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。 ③ 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ずひとつ以上記載すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。 ④ 着目点は「技術提案」の目的を表す内容とすること。 ⑤ 技術提案は8提案までとする。 ⑥ 提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み800字以内で記載すること。ただし、通常の手法及び着目

点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。

⑦ 補足説明資料（図、表等）として1枚のみ提出すること。

（様式は技術申請様式2-5号とし、記載方法は自由とする。補足説明資料は、A4サイズのPDFに変換したデータを提出すること。対象箇所等を図示した資料や、使用材料の効果を示す資料等、技術提案を補足するための図、表等を原則記載すること。記載にあたっては、ガイドラインを参照すること。）

2) 特記事項

① 本様式に提案内容の記載がない場合又は記載があっても評価項目に対し提案内容がすべて異なる場合、入札は無効とする。

② 発注者が設定した2つの着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は、すべての提案を評価しない。なお、発注者が設定した2つの着目点については、表現の変更は認めない。変更した場合は、その提案は評価しない。

③ 具体的な技術提案が800字を超えた場合は一切評価しない。

④ 本様式に図、表等が添付されている場合は一切評価しない。

⑤ 提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合は一切評価しない。

⑥ 具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。

・対策箇所、使用材料、数量、時期、規模等が手法として具体的に記載されていない。

・効果の数値等が具体的に記載されていない。ただし、効果を具体的に示すことが困難なものは、この限りではない。

⑦ 着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む。）とし、4着目点を越えた場合、すべての技術提案は一切評価しない。

⑧ 発注者が設定した2つの着目点については、合計4提案以上の記載がない場合は、すべての提案を評価しない。

⑨ 入札参加者が設定した着目点が、目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。

⑩ 類似した手法を記載した技術提案が複数ある場合は、ひとつの技術提案のみ評価する。

⑪ 同一の対象箇所に、時期や使用材料を変更した提案が複数ある場合は、1つの技術提案として評価する。

⑫ 1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、ひとつの技術提案として評価する。

⑬ 1つの技術提案の効果が、その工事に占める割合が著しく小さい場合は、その提案は評価しない。

⑭ 1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、「不採用」の手法及び効果が含まれている場合、全体として評価しない。

⑮ 本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。

⑯ 補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための資料であり、本様式により十分に説明でき、補足を必要としない項目がある場合においては記載を省略することができ、記載の無いことにより評価において不当な扱いを受けるものではない。

⑰ 技術申請様式2-1号及び2-2号は長崎県ホームページからダウンロードすること。

(3) 技術提案の取扱いに関する事項：技術申請様式2-3号

作成要領及び特記事項	
1) 作成要領	工業所有権を含む技術提案等である場合、その取り扱いに関することを記載し提出すること。
2) 特記事項	技術申請様式2-3号は長崎県ホームページからダウンロードすること。

(4) 配置予定技術者及び企業の能力の評価内容、評価基準、技術申請様式1号の作成要領及び特記事項】

【配置予定技術者の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成21年度（2009年度））から公告日までに完成した工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・工事種別 新築工事等 ・同種工事の条件に該当するもの ・構造 鉄筋コンクリート造等で免震構造のもの ・建物規模 延べ面積 12,000平方メートル以上 ・類似工事の条件に該当するもの	同種工事	5.0

<ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造等で免震構造のもの ・建物規模 延べ面積 9,000平方メートル以上 <p>○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。</p> <p>○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。</p> <p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級建築施工管理技士</p> <p>(2) 2級建築施工管理技士（種別「建築」）</p> <p>(3) 一級建築士</p> <p>(4) 二級建築士</p> <p>② 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものとする。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。</p>	類似工事	2.5
	実績なし	0

作成要領及び特記事項

1) 作成要領

- ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。
- ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
- ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

【企業の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種工事、類似工事の条件</p> <p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成21年度（2009年度））から公告日までに完成した工事で、以下の条件に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別 新築工事等 ・同種工事の条件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造等で免震構造のもの ・建物規模 延べ面積 12,000平方メートル以上 ・類似工事の条件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造等で免震構造のもの ・建物規模 延べ面積 9,000平方メートル以上 <p>○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。</p> <p>○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。</p> <p>○ 実績対象工事の要件</p> <p>① 元請として施工したものとする。</p> <p>② 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。</p>	同種工事	5.0
	類似工事	2.5
	実績なし	0

作成要領及び特記事項

1) 作成要領

- ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。
- ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
- ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

(5) 技術資料として次の書類を提出すること。

- ① 共通事項書（高度技術提案型）4(2)のアとして「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」
- ② 共通事項書（高度技術提案型）4(2)のイとして「技術申請様式2-1号：技術提案書①」、ウとして「技術申請様式2-2号：技術提案書②」及びエとして「技術申請様式2-5号：補足説明資料」、また工業所有権を含む技術提案で、取扱いに関する事項がある場合は、「技術申請様式2-3号：技術提案の取扱いに関する事項」を提出すること。

(6) (5)のうち、イ及びウ（以下「技術提案」という。）を提出する者は、その採否の確認を受けなければならない。

なお、確認結果は、申請者あて通知し、公表しない。

(7) 技術資料の提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参の場合	電子媒体（CD）2部
	郵送の場合	電子媒体（CD）1部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

① 電子媒体（CD）は、以下に示すファイルの両方を収めること。また、記載内容が同一であること。なお、記載内容の相違、技術資料の不足等は、入札無効又は競争参加資格が無しとなる場合がある。

（PDFファイル）

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」及び「評価内容及び評価基準」を証明する資料
- ・「技術申請様式2-1号：技術提案書①」
- ・「技術申請様式2-2号：技術提案書②」
- ・「技術申請様式2-3号：技術提案の取扱いに関する事項」
- ・「技術申請様式2-5号：補足説明資料」

（Excelファイル）

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」
- ・「技術申請様式2-1号：技術提案書①」
- ・「技術申請様式2-2号：技術提案書②」

② CD-Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。

③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

④ 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。

⑤ 提出された電子媒体の電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。

5 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県 土木部 建築課 調整班	TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県 土木部 営繕課 営繕班	TEL 095-894-3096 FAX 095-827-3367	

6 入札日程

【交付について】	【交付期間】	① 書類様式
----------	--------	--------

申請書等及び技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	令和6年6月4日（火曜日）から令和6年8月28日（水曜日）まで	長崎県ホームページ（ https://www.pref.nagasaki.jp/ ）トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。 ② 入札説明書 5 入札等担当部局 入札・契約担当より入手すること。
【提出について】 申請書等及び技術資料の提出期間及び場所	【提出期間】 令和6年6月5日（水曜日）から令和6年7月9日（火曜日）まで ※持参又は郵便書留に限る。期間内に必着のこと。	長崎県 土木部 建築課 調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
技術資料に係るヒアリング	必要に応じて実施する。	5の担当部局による。
競争参加資格確認結果及び技術提案の採否の通知期限及び方法	令和6年8月7日（水曜日）	申請者（共同企業体の場合は、代表構成員）あて郵送にて通知する。
【質問について】 入札説明書に関する質問の受付期間及び場所	【質問受付期間】 令和6年6月5日（水曜日）から令和6年8月26日（月曜日）まで	5の担当部局による。
【回答について】 上記回答期限及び回答方法	【回答期限】 令和6年8月28日（水曜日）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載 http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html
【提出について】 入札書、技術提案入札書及び工事費内訳書の受領期限及び提出場所	【受領期限】 令和6年9月4日（水曜日）まで ※郵便書留に限る。受領期限内に必着のこと。	長崎県 土木部 建築課 調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091
開札日時及び場所	令和6年9月5日（木曜日） 午前9時30分から	長崎県土木部建築課入札室（行政棟6階） 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して3日以内	5の入札・契約担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）による。

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）なお、郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

（注3）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

（注4）共同企業体の場合、競争参加資格確認申請書等、入札書、技術提案入札書及び工事費内訳書には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名すること。

（注5）入札者は、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者の代理人が開札に立ち会う場合、委任状を持参すること。

なお、入札者の立ち会いがない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8の規定に基づき、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

（注6）開札の立ち会いにおける共同企業体の場合の入札者とは、当該共同企業体を構成する全ての構成員の代表者のことをいう。当該共同企業体を構成する一部の構成員が入札に立ち会う場合は、開札に立ち会

わない構成員から開札に立ち会う構成員への委任状が必要となる。また、入札者の代理人が開札に立ち会う場合は、当該共同企業体を構成する全ての構成員から代理人への委任状が必要となる（長崎県ホームページ 掲載の委任状の作成例を参照）。

（注7）配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 入札の無効

共通事項書（高度技術提案型）11のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和6年3月21日5建企第451号）（以下「実施要領」という。）第11条の規定に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行った落札仮決定者とする。

イ 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、(2)の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、アの規定を準用する。

ウ 次順位者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、イの規定を準用する。

(2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次のア～ウの要件に該当する者のうち、「(3)総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次のア～ウの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

ア 入札価格が、予定価格の範囲内である者

イ 評価値が、次の基準評価値を下回らない者

基準評価値＝標準点／予定価格×100,000,000

なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数点以下第3位（小数点以下第4位を四捨五入）までとする。

ウ 入札価格が、「11」の調査の対象となった場合、その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断される者

(3) 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

ア 評価値の算出方式

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

イ 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は30点とする。なお、加算点の一部は施工体制評価を踏まえ補正を行う。

ウ 施工体制評価点

施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与えられる点数で、満点は30点とし、技術資料、聴取り調査の結果及び追加資料等に基づき審査を行う。

低入札調査基準価格を下回って入札した者は、施工体制に係る審査のため、追加資料の提出を求める通知日の翌日から起算して4日以内（休日を除く）に低入札価格調査制度調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領（平成25年6月28日25建企第206号。以下「作成要領」という。）に規定する追加資料を提出するものとする。

また、追加資料提出の翌日より起算して、5日以内（休日を除く）に聴取り調査を実施するものとする。

なお、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者の施工体制に係る審査は省略し、施工体制評価点は

満点とする。

- 9 競争参加資格がないと認められた者、技術提案が採用されなかった者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明競争参加資格がないと認められた者、技術提案が採用されなかった者又は落札者とされなかった者は、長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

競争参加資格がないと認められた理由 技術提案が採用されなかった理由に対する苦情申立期限	【参加資格がないと認められた理由】 令和6年8月19日（月曜日）まで 【技術提案が採用されなかった理由】 令和6年8月19日（月曜日）まで	長崎県土木部建築課調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367
上記回答期限	令和6年8月28日（水曜日）まで	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間	入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

10 政府調達に関する苦情の処理手続

「9」の苦情申立によらない又は「9」の結果、苦情の解決に至らなかった場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年長崎県告示第588号）に定めるところにより、苦情の申立を行うことができる。

なお、この場合、長崎県政府調達苦情検討委員会が契約締結又は契約執行の停止を要請する場合がある。

11 低入札調査

- (1) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号。以下「低入札要綱」という。）第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った全ての入札者（実施要領第19条による入札の無効の者は除く。以下「低入札調査対象者」という。）に対して、同要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査（以下「低入札調査」という。）を実施する。ただし、低入札調査対象者のうち、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成25年6月28日25建企第207号。）2に規定する基準に該当した者に対しては、同要領に基づく特別重点調査を実施する。
- (2) (1)の調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札調査対象者及び特別重点調査対象者（以下「低入札調査対象者等」という。）は、資料等の提出の通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に作成要領に規定する資料等を提出するものとする。
- (4) 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。
- (5) 特別重点調査においては、入札者から聴取り調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか確認を行う。また、低入札調査においても聴取り調査を行う場合がある。
- (6) 低入札調査対象者等に対して説明資料の提出、提示等を求める場合がある。
- (7) 低入札調査対象者等は調査に協力しなければならない。
- (8) 入札者が虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合、低入札要綱第9条第2号に記載する重点的な監督と調査の内容とが著しく乖離していた場合は指名停止を行うことがある。

12 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) その他入札参加資格、技術提案、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型）のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。

ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)

- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」

14 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kengo Oishi, Governor of Nagasaki Prefecture
- (2) Subject matter of the contract : Kennan Development Bureau Office building
- (3) Deadline for the submission of tenders :September 4th, 2024
- (4) Contact office for this tender documentation :
Construction Division, Public Works Department
Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi Nagasaki City, 850-8570 Japan

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

統合認証ID管理システム一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学統合認証基盤システム設計・構築及び運用保守業務

- (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学統合認証基盤システム設計・構築及び運用保守業務 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 調達スケジュール及び保守期間
①導入期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
②試験運用期間：令和7年3月24日から令和7年3月31日まで
③運用開始日：令和7年4月1日
④提供及び保守期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 納入場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 前2カ年の損益状況

イ 従業員数

ウ 前2カ年の純資産の状況

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和6年6月17日（月）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行された

ものに限る。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書を通知(郵送)する。
- 7 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 8 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金(法人の場合)
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和6年6月17日(月)まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間
(場所) 13の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用のレターパックライト専用封筒を同封のうえ、13の部局まで送付すること。(上記期間内必着とする。)
- 11 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書及びプライバシーマークの認定またはISMSの認定を受けていることが分かるものを令和6年6月21日(金)17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 12 質問書の提出
当該入札に関する質問については、令和6年6月17日(月)17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX(095-813-5220)での提出も可とする。この場合にあっては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。
- 13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ
(電話) 095-813-5735
- 14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 入札の日時及び場所
(日時) 令和6年7月5日(金) 14時00分開始
(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確

認すること。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

17 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

18 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

(5) 入札は第1回で落札者が決定しない場合、直ちに、再度、再々度の入札を行うことがあること。この時、次回入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し、提出すること。

20 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト